

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 憲法

【出題趣旨】

いわゆる戸別訪問禁止事件(最判昭和56年6月15日刑集35巻4号205頁)を踏まえて、選挙運動の自由について問う問題である。戸別訪問禁止事件は、憲法21条の表現の自由の規制について、最高裁が述べる「合理的関連性の基準」が妥当かを問う。本問は、判例についての知識とともに、最高裁判旨の抜粋を参照して、事例問題における当事者の主張を説得的に構築できるかを問うものである。

【採点基準】

- ・ 戸別訪問禁止事件についての理解が正確か。
- ・ 憲法21条についての理解が正確か。
- ・ 以上の論点について、問題の事実を抽出・評価しながら論じることができるか。

令和6年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第一期入試 刑法

【出題趣旨】

正当防衛ないし過剰防衛の成否についての判断を中心に、暴行罪・傷害罪・傷害致死罪等に関する基礎知識と具体的事例への応用力を試し、合わせて、法的思考能力、文書記述能力をみる趣旨である。

【採点基準】

※ 評価上の主要な観点と概略的な配点割合（%による数字）を示す。

なお、引用条文は、刑法のものである。

第1 甲の行為の構成要件該当性 (30)

1 暴行罪(208条)、傷害罪(204条)、傷害致死罪(205条):(20)

構成要件該当性判断の前提となる、各罪とそれら相互の関係に関する解釈論を正しく述べること。各罪における故意の内容についても適切に言及すること。

2 事実評価:(10)

暴行:甲の行為が人の身体に対する有形力の行使にあたること。

傷害致死:よろけたAが電車とホームとに挟まれて傷害を負い、さらに死亡したこと。および、暴行と傷害・死亡の結果との間の因果関係が存在すること。甲の認識が傷害致死罪の故意と認められること。

第2 正当防衛・過剰防衛 (60)

1 正当防衛(36条1項)・過剰防衛(同条2項):(15)

正当防衛の要件、およびその具体的意義に関する解釈論を正しく述べること。正当防衛と過剰防衛との区別(防衛行為の相当性判断)における判断基準を適切に提示すること。

2 事実評価 (45)

事例4で、Aから暴行を受けた甲がAに対し暴行したことが、正当防衛にあたるか。

(1) 急迫不正の侵害:事例3における甲の暴行がAの侵害を招いた意味合いがある

(2) 防衛するため:防衛の意思

(3) やむをえずにした:防衛行為の相当性判断における「結果の重大性」の影響

Aからの攻撃を避けるための手段がほかにも想定しうることの評価

(4) 評価根拠の適切さ(説得力):必ずしも唯一の正解を想定するものではない。

第3 総合評価(10)

上記以外の加点・減点要素を考慮する。

加点例:全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性、

減点例:知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や推論の不整合

以上